

平成 16 年 11 月 5 日
(社)日本監査役協会

株主総会対応等に関するアンケート集計結果
第 5 回 インターネット・アンケート
《委員会等設置会社版》

社団法人日本監査役協会は、平成 16 年 7 月、インターネットを利用した委員会等設置会社の会員を対象するアンケート調査を実施した(有効回答数 40 社、うち上場会社 25 社、回答率 64.5%)。委員会等設置会社を対象とするアンケート調査は、昨年 5 月に続いて 2 回目となる。

今回の調査は、株主総会対応、決算短信、有価証券報告書作成・公表状況等について調べるものである。

集計結果は以下のとおりである。結果の分析・評価は、企業グループがまとまって委員会等設置会社へ移行したケースがあるため、これらグループの子会社群を除く親会社と独立系企業(=「独立企業」)の状況を中心に行った。

総 括

1. 取締役の平均人数は 10 人、うち社外取締役が 4 人を占めている

- ・ 取締役の平均人数は 10.31 人、うち社外取締役は 4.54 人(44.0%)を占めている。また、社外取締役が過半数を占めている会社が 2 社(15.4%)あり(監査役設置会社については 118 社、5.9%)。取締役会の透明性確保に努めている。(問 2 - 1)
- ・ 取締役会の議長は、大多数の会社では社内取締役が務めている(「CEO(代表執行役)」が 53.8%、「社内取締役(CEOを除く)」が 38.5%)。しかし、「社外取締役」を議長としている会社が 1 社(7.7%)あった。(問 3 - 3)
- ・ 社外取締役の職業(前職・現職)は、自社と「無関係会社の役職員」が 50.8%にのぼっており、利害関係のない社外取締役を積極的に取り入れている。(問 2 - 2)
- ・ 執行役の平均人数は 15.46 人、うち取締役兼務は 3.69 人(全執行役に占める割合 23.9%)となっている。(問 2 - 1)

2. 4 割以上の会社では、指名・報酬・監査の 3 委員会を兼務する社外取締役を置いている

- ・ 3 委員会を兼務する社外取締役を置いている会社は、半数近く(46.2%)にのぼった。同様に、指名委員会と報酬委員会の 2 委員会を兼務する社外取締役を置いている会社は 76.9%と 8 割に迫っており、特定の社外取締役が複数の委員会を掛け持っている。
(問 3 - 4)
- ・ 委員会の委員長は 3 委員会ともに社外取締役が最も多く、透明性の高い委員会運営に努めている。(問 3 - 2)
- ・ 委員会の議題の原案の作成者は、多くの場合(指名 82.4%、報酬 76.5%)社内取締役たる委員となっている。委員会委員長は社外取締役としつつも、実態的には社内取締役が委員会運営を支えているといえる。(問 5 - 2)
- ・ 常勤の監査委員を置いている会社は 8 割(84.6%)にのぼっている。3 委員会の人数は、指名 4.5 人、報酬 3.9 人、監査 3.8 人となっている。(問 3 - 1)

3. 9割の会社が内部監査部門を置いており、うち7割の監査委員会は指示・命令権「あり」

- ・ 内部監査部門「あり」とする会社が大多数(94.1%)を占めており、平均13.9人となっている。内部監査部門は、実態的にも必設の部門となっている。(問6-1)
- ・ 内部監査部門がある会社のうち、7割(68.8%)の会社で監査委員会は内部監査部門に対する指示・命令権が「あり」としており、多くの会社では、監査委員会は内部監査部門に対する指揮権を有している。(問6-3)

4. 6割の会社が「監査委員会専属のスタッフ」を置いている(他の委員会については殆どなし)

- ・ 「監査委員会専属スタッフ」を置いている会社は60.0%、平均3.4人となっている。3委員会共通のスタッフとするケース(同12.5%、2.4人)を大幅に上回り、スタッフの独立性確保に努めている。指名委員会、報酬委員会については殆ど専属スタッフを置いていない。(問5-4)
- ・ 「監査委員会専属スタッフ」を置いている会社のうち、9割(91.7%)の監査委員会は内部監査部門専属のスタッフに対する人事同意権を有しており、スタッフの独立性を人事面からも確保している。(問5-4)

5. 監査委員会による決算短信の監査実施率は5割強に留まっている

- ・ 決算短信については、「監査している」とする監査委員会は5割強(56.3%)に留まっている。(問8-3)
- ・ 決算短信の監査は、「機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した」が69.2%で最も多い。また、「財務情報」よりも「非財務情報」のほうが監査実施率が高い(財務情報30.8%、非財務情報53.8%)。(問8-4)
- ・ 決算発表の時期については、2社に1社(50.0%)が決算期後1ヶ月以内の早期発表を実現している。(問8-2)

調査概要

対象 当協会所属の委員会等設置会社62社
方法 インターネットによるホームページへの記入回答
期間 平成16年7月12日~同23日(12日間)
回答数 有効回答数40社(回答率64.5%)

【上場別】 上場25社、非上場15社

東証1部上場	23社	(57.5%)
東証2部上場	2社	(5.0%)
その他上場	0社	(0.0%)
非上場	15社	(37.5%)
合計	40社	

【決算期別】

3月決算	37社	(92.5%)
その他	3社	(7.5%)

以上

調査結果

委員会等設置会社への移行状況・理由

問1 委員会等設置会社への移行状況・理由

問1-1 全回答者にお尋ねします。委員会等設置会社への移行時期に関して、貴社は以下のどちらに該当しますか。 (社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 委員会等設置会社へ移行後、直近の株主総会で2期目を迎える会社	34	85.0	13	76.5
2. 直近の株主総会で初めて委員会等設置会社へ移行した会社（これから7月に総会を迎える会社はこちらを選択）	6	15.0	4	23.5
回答社数	40		17	

- ・ 当協会の調べによると、既に委員会等設置会社に移行した会社は97社にのぼる。このうち、移行初年度の平成15年6月30日迄に移行を決議した会社は67社である。今回の調査では、2期目を迎える会社が40社中34社と85.0%を占めた。

問1-2 全回答者にお尋ねします。貴社が委員会等設置会社へ移行した理由をご回答ください。以下の項目のうち、当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可) (社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 執行と監督のより明確な分離	36	90.0	15	88.2
2. 意思決定の迅速化	37	92.5	15	88.2
3. 経営の効率性の向上	30	75.0	11	64.7
4. 経営の透明性の向上	35	87.5	16	94.1
5. 経営の健全性の向上	28	70.0	8	47.1
6. 海外投資家や株主から理解されやすい	23	57.5	8	47.1
7. 親会社の意向	21	52.5	0	0.0
8. 監査役制度の機能に疑問	1	2.5	1	5.9
9. その他	2	5.0	2	11.8
回答社数	40		17	

- ・ 「4. 経営の透明性の向上」が94.1%と最も高い。次に「1. 執行と監督のより明確な分離」(88.2%)、「2. 意思決定の迅速化」(88.2%)が続いている。

株主総会対応について

問2 全回答者にお尋ねします。以下の各項目について、直近の定時株主総会前と総会後の貴社の状況についてご回答ください。

問2 - 1 取締役人数、取締役構成をご回答ください。

(平均人数、カッコ内は%)

		総会後(2期目)注1		総会前(1期目)注1		移行前	
		全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
取締役人数	総数	8.06	10.31	8.15	10.54	9.32	9.41
	うち社外	4.12	4.54	4.12	4.46	0.84	1.29
	構成比%	(51.1)	(44.0)	(50.5)	(42.3)	(9.0)	(13.8)
	社外過半数の会社数	14 (41.2)	2 (15.4)	14 (41.2)	2 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
執行役人数	総数	11.71	15.46	11.76	15.62		
	うち取締役兼務	2.65 (22.6)	3.69 (23.9)	2.41 (20.5)	3.23 (20.7)		
執行役員人数	総数					5.03	10.47
監査役人数	総数					3.90	3.94
	うち社外					2.21	2.06
回答社数		34	13	34	13	40	17

注1) 直近の株主総会で移行した会社 (= 6社。問1-1参照)を除いて集計。

- ・ 委員会等設置会社への移行により、取締役の総数が1人強増加した(9.41人 10.54人)。
- ・ 移行1期目と2期目では、取締役の総数に大きな変動はなかった(10.54人 10.31人)。社外取締役の人数についても大きな変動はない(4.46人 4.54人)。基本的に1期目の体制を継続しているものと思われる。監査役設置会社の取締役人数、社外取締役人数がそれぞれ9.38人、2.38人となっていることから(「監査役設置会社版」集計結果の問1-参照) **委員会等設置会社のほうが取締役が約1人多く、社外取締役については2人以上多くなっている。**
- ・ **社外取締役の人数が取締役総数の過半数を占める会社が、独立企業で2社(15.4%)、全体で14社(41.2%)あった。**なお、「移行前」(=監査役設置会社の当時)に社外取締役を過半数としている会社はなかった。

問 2 - 2 社外取締役の職業（前職・現職）をご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は主要なもの一つにつきご記入ください。

（合計人数、カッコ内は％）

	総会后（2期目）注1		総会前（1期目）注1		移行前	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. 無関係会社の役職員	34	30(50.8)	33	39(50.0)	10(38.5)	10(62.5)
2. 親会社の役職員	53(37.9)	0	57(39.3)	0	10(38.5)	0
3. 取引先の役職員	4	4	4	4	2	2
4. 金融機関の役職員	5	5	5	5	1	1
5. 弁護士	8	7	9	8	1	1
6. 公認会計士	5	4	4	3	0	0
7. 大学教授	3	3	2	2	0	0
8. 官庁OB	2	2	2	2	0	0
9. 司法関係OB	0	0	0	0	0	0
10. 税理士	0	0	1	1	0	0
11. コンサルタント	0	0	0	0	0	0
12. グループ・関連会社の役職員	24	2	26	2	1	1
13. その他	2	2	2	2	1	1
合計人数（人）	140	59	145	58	26	16

注1) 直近の株主総会で移行した会社（=6社。問1-1参照）を除いて集計。

- ・ 「1. 無関係会社の役職員」が最も多く50.8%となっており、自社と利害関係のない社外取締役を積極的に取り入れていることがうかがえる。ちなみに監査役設置会社の社外監査役については、「親会社の現職又はOB」が29.9%で最も高く、「無関係会社の役職員」は8.1%にとどまっている（「監査役設置会社版」集計結果の問1-参照）。

問2 - 3 社外取締役と会社との関係をご回答ください。

同一人が複数の項目に当てはまる場合は主要なもの一つにつきご記入ください。

(合計人数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)注1		総会前(1期目)注1		移行前	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. CEO・役員の個人的知己・友人	2	1	1	0	0	0
2. CEO・役員の血縁者	1	1	1	1	1	1
3. 会社の資本・取引関係	94(66.2)	9	91(65.9)	9	12(52.2)	2
4. 日本経団連等財界活動	4	4	4	4	2	2
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	5	5	4	4	1	1
6. 日本弁護士連合会等	5	4	6	5	1	1
7. その他諸団体	0	0	0	0	0	0
8. 人材派遣業の紹介	0	0	0	0	0	0
9. その他	31	27(52.9)	31	27(54.0)	6	6
合計人数(人)	142	51	138	50	23	13

注1) 直近の株主総会で移行した会社(=6社。問1-1参照)を除いて集計。

- ・ 「9. その他」が52.9%で最も高くなっている。ただし、具体的にどのようなバックグラウンドなのかまでは分からない。

問3 問1-1で「1. 直近の株主総会で委員会等設置会社へ移行して2期目を迎える会社」とご回答になった方にお尋ねします。以下の各項目について定時総会前と総会後の貴社の状況についてご回答ください。

問3 - 1 委員会の委員構成をご回答ください。

指名委員会

(平均人数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
総数	3.7	4.5	3.6	4.5
うち社外(人)	2.5	3.0	2.4	3.0
構成比(%)	(66.7)	(67.2)	(66.1)	(66.1)
うち常勤者(人)	1.2	1.5	1.2	1.5
構成比(%)	(32.6)	(32.8)	(33.1)	(33.9)
回答社数	34	13	34	13

報酬委員会

(平均人数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
	総数	3.4	3.9	3.4
うち社外(人)	2.3	2.7	2.3	2.7
構成比(%)	(67.5)	(68.6)	(66.9)	(67.3)
うち常勤者(人)	1.1	1.2	1.1	1.3
構成比(%)	(31.7)	(31.4)	(32.2)	(32.7)
回答社数	34	13	34	13

監査委員会

(平均人数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
	総数	3.4	3.8	3.4
うち社外(人)	2.7	2.8	2.7	2.8
構成比(%)	(78.3)	(72.0)	(79.0)	(71.2)
うち常勤者(人)	0.9	1.1	0.9	1.2
構成比(%)	(25.8)	(28.0)	(26.1)	(28.8)
常勤者を置いている会社数	26 (76.5)	11 (84.6)	25 (73.5)	11 (84.6)
回答社数	34	13	34	13

- 各委員会の構成は、指名委員会は3人が23社(67.6%)、4人が2社(5.9%)、5人が8社(23.5%)、6人が1社(2.9%)、同様に報酬委員会は3人が28社(82.4%)、4人が1社(2.9%)、5人が4社(11.8%)、6人が1社(2.9%)、監査委員会は3人が26社(76.5%)、4人が4社(11.8%)、5人が4社(11.8%)、6人以上が無し、となっている。**各委員会の構成は、総会前と総会后とで大きな変化は見られない。**
- 監査委員会については、他の委員会に比べて社外取締役の構成比がやや高く7割を超えている(72.0%)
- 監査委員会のうち常勤者の占める割合は1.1人(28.0%)にとどまっているが、**常勤者を置いている会社の割合は8割以上(84.6%)にのぼっている。**

問3 - 2 委員会の委員長・議長は誰が務めていますか。

指名委員会

(合計社数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
	1. 社外取締役(会長除く)	8(23.5)	8(61.5)	7(20.6)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	3(8.8)	2(15.3)	3(8.8)	2(15.3)
3. CEO(代表執行役)	15(44.1)	0(0.0)	16(47.1)	1(7.7)
4. 会長(取締役会議長)	8(23.5)	3(23.0)	8(23.5)	3(23.1)
5. その他	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
回答社数	34	13	34	13

報酬委員会

(合計社数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
	1. 社外取締役(会長除く)	6(17.6)	6(46.1)	6(17.6)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	4(11.8)	3(23.0)	4(11.8)	4(30.8)
3. CEO(代表執行役)	18(52.9)	1(7.7)	18(52.9)	1(7.7)
4. 会長(取締役会議長)	6(17.6)	3(23.1)	6(17.6)	3(23.1)
5. その他	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
回答社数	34	13	34	13

監査委員会

(合計社数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
	1. 社外取締役(会長除く)	21(61.8)	9(69.2)	21(61.8)
2. 社内取締役(CEO、会長除く)	12(35.3)	4(30.8)	12(35.3)	4(30.8)
3. CEO(代表執行役)	1(2.9)	0(0.0)	1(2.9)	0(0.0)
4. 会長(取締役会議長)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
5. その他	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
回答社数	34	13	34	13

- ・ 3委員会とも、2期目(総会后)については基本的に1期目(総会前)を踏襲しているようである。3委員会とも委員長は「1. 社外取締役(会長除く)」が最も多くなっており、社外取締役を中心とした透明性の高い委員会運営に努めていることがうかがえる。

問3-3 取締役会議長は誰が務めていますか。 (合計社数、カッコ内は%)

	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. 社外取締役	3(8.8)	1(7.7)	3(8.8)	1(7.7)
2. CEO(代表執行役)	23(67.6)	7(53.8)	23(67.6)	7(53.8)
3. 社内取締役(CEOを除く)	8(23.5)	5(38.5)	8(23.5)	5(38.5)
4. その他	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
回答社数	34	13	34	13

- ・ 1期目(総会前)と2期目(総会后)とで変化が全く見られなかった。半数以上の会社(53.8%)で「2. CEO(代表執行役)」としており、「1. 社外取締役」とする会社は1社にとどまっている。3委員会の委員長については「社外取締役」が多かったが(問3-2)取締役会議長については「2. CEO(代表執行役)」や「3. 社内取締役(CEOを除く)」など社内取締役が大多数となっており、執行と監督の分離がさほど徹底されていないようである。

問3-4 他委員会と兼務している委員の人数(社外・社内それぞれ)をご記入ください。

社外委員 (カッコ内は%)

兼務パターン	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. 監査+指名+報酬(平均人)	0.8	1.0	0.8	1.2
兼務がある会社(社)	15(44.1)	6(46.2)	16(47.1)	7(53.8)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.9	2.2	1.9	2.1
2. 監査+指名(平均人)	0.6	1.2	0.6	1.2
兼務がある会社(社)	10(29.4)	8(61.5)	10(29.4)	8(61.5)
兼務がある場合の兼務平均(人)	2.0	2.0	2.0	2.0
3. 監査+報酬(平均人)	0.4	0.9	0.4	0.8
兼務がある会社(社)	9(26.5)	8(61.5)	8(23.5)	7(53.8)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.7	1.5	1.8	1.6
4. 指名+報酬(平均人)	1.5	1.5	1.4	1.4
兼務がある会社(社)	27(79.4)	10(76.9)	27(79.4)	10(76.9)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.8	1.9	1.8	1.8
回答社数	34	13	34	13

- ・ 社外取締役の兼務パターンが最も多いのは「4. 指名+報酬」の10社(76.9%、兼務がある場合の兼務平均1.9人)、3委員会とも兼務している社外取締役がいる会社も6社(46.2%、兼務がある場合の兼務平均2.2人)となっているなど、特定の社外取締役が複数の委員会を掛け持っていることがわかる。

社内委員

(カッコ内は%)

兼務パターン	総会后(2期目)		総会前(1期目)	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1. 監査+指名+報酬(平均人)	0.1	0.2	0.1	0.2
兼務がある会社(社)	3(8.8)	2(15.4)	3(8.8)	2(15.4)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.7	1.5	1.7	1.5
2. 監査+指名(平均人)	0.1	0.2	0.1	0.2
兼務がある会社(社)	3(8.8)	2(15.4)	3(8.8)	2(15.4)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.3	1.0	1.3	1.0
3. 監査+報酬(平均人)	0.1	0.2	0.1	0.2
兼務がある会社(社)	4(11.8)	2(15.4)	4(11.8)	2(15.4)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.3	1.0	1.3	1.0
4. 指名+報酬(平均人)	0.9	0.8	0.9	0.8
兼務がある会社(社)	28(82.5)	9(69.2)	28(82.4)	9(69.2)
兼務がある場合の兼務平均(人)	1.1	1.2	1.1	1.2
回答社数	34	13	34	13

- ・ 社外取締役の場合と同様、社内取締役についても「4 指名・報酬」の兼務パターンが最も多く、9社(69.2%、兼務がある場合の兼務平均1.2人)となっている。

問3-5 貴社では、指名委員会が新たな取締役を指名する際、どの委員会を委嘱するかまで明示しますか。

(合計社数、カッコ内は%)

	全体	
	全体	うち独立企業
1. 全委員会の全委員について明示していた。	10(29.4)	3(23.1)
2. 全委員会の全社外取締役について明示していた。	0(0.0)	0(0.0)
3. 監査委員会についてのみ全委員について明示していた。	0(0.0)	0(0.0)
4. 監査委員会についてのみ社外取締役について明示していた。	0(0.0)	0(0.0)
5. 全委員会の全委員について明示していなかった。	23(67.6)	9(69.2)
6. その他	1(2.9)	1(7.7)
回答社数	34	13

- ・ 「5. 全委員会の全委員について明示していなかった。」が9社(69.2%)と最も多くなっている。取締役候補者の決定権は指名委員会が有しているが、委員会の委員の任命は取締役会の権限であるため、取締役会での選任を待とうとの趣旨であろうか。

問4 株主総会での監査委員の役割についてご回答ください。

問4 - 1 貴社では、監査委員が株主総会において口頭報告をしましたか。

(移行後2期目を迎える会社について集計)(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1.口頭報告をした	20	(58.8)	10	(76.9)
2.口頭報告はしていない	14	(41.2)	3	(23.1)
回答社数	34		13	

- ・ 監査役設置会社の監査役については、総会提出議案の調査義務(商法275条)があることや貸借対照表及び損益計算書について会計監査人の適法意見があり、かつ監査役会の監査報告書において会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載がないときはこれらが総会報告事項となるため、実務上、総会において監査役が口頭報告をするのが慣例になっている。委員会等設置会社については、商法275条が準用されていないことや取締役会限りで決算書類を確定できるため、監査委員が総会で口頭報告をするか否かが注目されたが、76.9%が「1.口頭報告をした」としている。

問4 - 2 貴社の株主総会では監査委員に対する質問はありましたか。

(移行後2期目を迎える会社について集計)(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1.あった	5	(14.7)	4	(30.8)
2.なかった	29	(85.3)	9	(69.2)
回答社数	34		13	

- ・ 具体的な質問内容までは定かではないが、30.8%が「1.あった」としている。

貴社のガバナンス体制について

問5 全回答者にお尋ねします。貴社の委員会の運営状況についてご回答ください。

問5 - 1 各委員会での「議案」の作成・提出者は誰ですか。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

指名委員会

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 社内委員が作成	24	60.0	5	29.4
2. 社外委員が作成	16	40.0	3	17.6
3. 委員会事務局が作成	12	30.0	9	52.9
4. その他	0	0.0	0	0.0
回答社数	40		17	

報酬委員会

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 社内委員が作成	24	60.0	5	29.4
2. 社外委員が作成	16	40.0	3	17.6
3. 委員会事務局が作成	13	32.6	10	58.8
4. その他	0	0.0	0	0.0
回答社数	40		17	

監査委員会

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 社内委員が作成	23	57.5	6	35.3
2. 社外委員が作成	15	37.5	3	17.6
3. 委員会事務局が作成	15	37.5	9	52.9
4. その他	0	0.0	0	0.0
回答社数	40		17	

- ・ 原案」の作成（後掲問 5-2）に比べて「議案」の作成は事務的な要素も含んでいるためか、3委員会ともに「3. 委員会事務局が作成」が50%台で最も多くなっている。

問5 - 2 各委員会（指名、報酬）における「原案」の作成者は誰ですか。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。（複数回答可）

（合計社数、カッコ内は％）

	指名委員会		報酬委員会	
	全体	うち独立企業	全体	うち独立企業
1．社内委員が作成	35(87.5)	14(82.4)	34(85.0)	13(76.5)
2．社外委員が作成	14(35.0)	1(5.9)	13(32.5)	0(0.0)
3．委員会事務局が作成	5(12.5)	3(17.6)	6(15.0)	4(23.5)
4．執行事務局が作成	2(5.0)	1(5.9)	5(12.5)	4(23.5)
5．コンサルタントが作成	0(0.0)	0(0.0)	2(5.0)	2(11.8)
6．その他	3(7.5)	0(0.0)	3(7.5)	3(17.6)
回答社数	40	17	40	17

- ・ 委員会運営を見るうえで「原案」は誰（どこ）が作成しているのかが重要なキーとなるが、「1．社内委員が作成」が圧倒的に多くなっている。独立企業については、指名委員会と報酬委員会の委員長は社外取締役が最も多くなっているが（問3-2）実態的には社内取締役たる委員が委員会運営を支えているといえる。

問5 - 3 貴社では、どのように委員会間の連携をとっていますか。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。（複数回答可）

（社）

	全体			
	回答数	％	うち独立企業 回答数	％
1．取締役会の場を通じて	37	92.5	15	88.2
2．委員の兼任によって	30	75.0	10	58.8
3．委員会間の連絡の場を別途設定	2	5.0	1	5.9
4．各委員会の出入り・陪席を自由とする	0	0.0	0	0.0
5．委員会規則に定める連携	0	0.0	0	0.0
6．委員会スタッフを通じた連携	7	17.5	5	29.4
7．その他	2	5.0	2	11.8
回答社数	40		17	

- ・ 「1．取締役会の場を通じて」が圧倒的多数を占め、88.2%にのぼった。続いて「2．委員の兼任によって」が58.8%、「委員会スタッフを通じた連携」が29.4%となっている。「1．取締役会の場を通じて」や「2．委員の兼任によって」の割合が高い反面、「3．委員会間の連絡の場を別途設定」が少ないことから、各委員会間の連携の場を別途設けるよりも、取締役会を情報共有・収集の場として有効に活用しようとしているようである。

問5 - 4 貴社の委員会事務局についてお尋ねします。各委員会それぞれの委員会事務局スタッフの人数と、各委員会が所属事務局に対する人事同意権等を有するか否かご回答ください。

委員会事務局の有無・人数 (合計社数、カッコ内は%)

	指名委員会 専属スタッフ	報酬委員会 専属スタッフ	監査委員会 専属スタッフ	3委員会 共通スタッフ	2委員会(指名・報酬) 共通スタッフ
1.「あり」(社数)	1(2.5)	1(2.5)	24(60.0)	5(12.5)	7(17.5)
平均人数(人)	1.0	1.0	3.4	2.4	2.1
2.「なし」(社数)	39(97.5)	39(97.5)	16(40.0)	35(87.5)	33(82.5)
回答社数	40	40	40	40	40

- ・ 「監査委員会専属スタッフ」を「設けている」と回答した会社が24社(60.0%)と最も多くなっており、スタッフの独立性確保に努めているようである。次に多かったのが「2委員会(指名・報酬)共通スタッフ」の7社(17.5%)となっている。
- ・ 委員会スタッフの陣容については、「監査委員会専属スタッフ」が3.4人で最も多くなっている。

事務局スタッフに対する人事同意権の有無(上記で「あり」と回答した会社)

(合計社数、カッコ内は%)

	指名委員会 専属スタッフ	報酬委員会 専属スタッフ	監査委員会 専属スタッフ	3委員会 共通スタッフ	2委員会(指名・報酬) 共通スタッフ
1.「あり」	0(0.0)	0(0.0)	22(91.7)	3(60.0)	0(0.0)
2.「なし」	1(100.0)	1(100.0)	2(8.3)	2(40.0)	7(100.0)
回答社数	1	1	24	5	7

- ・ 「監査委員会専属スタッフ」に対する人事同意権が「1.あり」とする会社は24社中22社(91.7%)と圧倒的に多い。監査委員会の事務局スタッフについては、人事の面からも独立性が確保されているといえよう。指名委員会、報酬委員会のスタッフについては、そうした対応はとられていない。

問6 全回答者にお尋ねします。貴社の内部監査部門についてご回答ください。

問6-1 内部監査部門のスタッフは何人ですか。 (合計者数、カッコ内は%)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1.「あり」	28	70.0	16	94.1
平均人数(人)		11.0		13.9
1-5人	11	27.5	5	29.4
6-10人	8	20.0	3	17.6
11-30人	5	12.5	5	29.4
31人以上	4	10.0	3	17.6
2.「なし」	12	30.0	1	5.9
回答社数	40		17	

- ・ 内部監査部門が「ある」会社は94.1%、平均13.9人となっている。
- ・ 内部監査部門の人数は会社によるばらつきが大きく、最も内部監査部門の人数が多い会社は46人となっている。

問6-2 内部監査部門トップの役職をご回答ください。(上記問6-1で「あり」と回答した会社)

(社)

	全体				うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1.取締役・執行役	14	50.0	9	56.3				
2.部長職	14	50.0	7	43.8				
回答社数	28		16					

- ・ 「1.取締役・執行役」と「2.部長職」の割合はほぼ半々となっている。

問6-3 内部監査部門トップと監査委員会の関係をご回答ください。 (社)

		全体				うち独立企業			
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査委員会の内部監査部門への指示・命令権	あり	19	67.9	11	68.8				
	なし	9	32.1	5	31.3				
2. 監査委員会の内部監査部門の人事同意権	あり	8	28.6	6	37.5				
	なし	20	71.4	10	62.5				
回答社数		28		16					

- ・ 「1. 監査委員会の内部監査部門への指示・命令権」については、68.8%が「あり」としている。

- ・ 「2. 監査委員会の内部監査部門の人事同意権」については、62.5%が「なし」としている。内部監査部門トップの役職が「1. 取締役・執行役」の場合と「2. 部長職」の場合（問6-2）とで人事同意権の有無に関係あるのかについては、明確な関係は確認できなかった。

問7 全回答者にお尋ねします。貴社では、監査委員会用の代表訴訟マニュアルを作成しましたか。 (社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 監査委員会用マニュアルを作成した	2	5.0	0	0.0
2. 監査委員会用マニュアルを作成する予定	5	12.5	4	23.5
3. 監査委員会用マニュアルを作成する予定はない	33	82.5	13	76.5
回答社数	40		17	

決算短信と有価証券報告書について

問8 決算短信について

【設問趣旨】「決算短信」とは、東証等の証券取引所がその自主規制である適時開示規則により、上場会社に対して決算内容の開示を求めた会社情報であり、通常、決算取締役会で決算案を承認したのち取引所の記者クラブで発表される慣例的な決算情報のことをいう。証券取引所より記載様式が示されており、通常、この様式に従って作成される。本問は、会社の重要な財務情報である決算短信に対する、監査委員会又は公認会計士の関与状況や、決算発表の早期化と監査との関係について調べるものである。

問8 - 1 全回答者にお尋ねします。貴社は決算短信を作成し、公表していますか。

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. はい (連結作成会社)	25	62.5	16	94.1
2. はい (非連結作成会社)	0	0.0	0	0.0
3. いいえ	15	37.5	1	5.9
回答社数	40		17	

- ・ 決算短信を作成していると回答した会社は、全て連結ベースでの作成会社となっている。なお、独立企業のうち「3. いいえ」と回答した1社とは、非上場会社である。

問8-2 問8-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社は、いつ決算短信を公表しましたか。(連結作成会社は連結決算公表について、連結非作成会社は個別決算公表についてご回答ください)

《「連結」作成会社》

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 決算期末から20日以内	1	4.0	0	0.0
2. 決算期末から1ヶ月以内	15	60.0	8	50.0
3. 決算期末から2ヶ月以内	8	32.0	7	43.8
4. 決算期末から2ヶ月後	1	4.0	1	6.3
回答社数	25		16	

- ・ 「2. 決算期末から1ヶ月以内」が最も多く、50.0%となっている。「2. 決算期末から1ヶ月以内」が50.0%にのぼり、**2社に1社が決算期後1ヶ月以内の早期発表を行っている**。ちなみに監査役設置会社については、決算期後1ヶ月以内の決算発表を行っているのは15.7%にとどまる(「監査役設置会社版」集計結果の問5-2「1. 連結作成会社」参照)。

問8-3 問8-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。監査役は決算短信について監査していますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では監査に関する規制がない。本問は、決算短信に対する監査委員会及び公認会計士の関与状況について調べるものである。

(社)

	全体				20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 監査している	13	52.0	9	56.3	1	100.0	8	53.3	4	50.0	0	0.0
2. 監査していない	12	48.0	7	43.8	0	0.0	7	46.7	4	50.0	1	100.0
回答社数	25		16		1		15		8		1	

- ・ 「1. 監査している」が**56.3%にとどまっている**。ちなみに監査役設置会社の監査役については、76.1%が「1. 監査している」としており、決算短信に対する監査の取り組みは、監査役のほうが20ポイント程度高くなっている。

問8-4 問8-3で「1. 監査している」とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

【設問趣旨】決算短信に対する監査委員会の監査のあり方は後掲の有価証券報告書の場合と同様、今後の研究課題であるといえる。本問は、決算短信に対する監査委員会による監査の実施状況を調べるものである。

(社)

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決算短信の作成プロセスを監査した	4	30.8	0	0.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0
2. 決算短信の内容(財務情報のみ)を監査した	4	30.8	0	0.0	1	12.6	3	75.0	0	0.0
3. 決算短信の内容(財務情報以外の全情報)を監査した	7	53.8	0	0.0	6	75.0	1	25.0	0	0.0
4. 決算短信に関する機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した	9	69.2	1	100.0	5	62.5	3	75.0	0	0.0
回答社数	13		1		8		4		0	

- 母数が全体で13社と少ないため単純比較は必ずしも的確ではないが、監査役設置会社についてはそれぞれ「1」が27.9%、「2」が51.7%、「3」が69.5%、「4」が69.2%となっており(「監査役設置会社版」集計結果の問5-4参照)。「2. 決算短信の内容(財務情報のみ)を監査した」と「3. 決算短信の内容(財務情報以外の全情報)を監査した」については、監査役のほうがそれぞれ20ポイント程度高くなっている。

問8-5 問8-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。貴社では、決算短信の監査は公認会計士との監査契約の中に含まれていますか。

【設問趣旨】決算短信については、現状では、公認会計士による「監査」や「レビュー」を含め何ら関与が求められていない。四半期開示についても、現状では東証のマザーズ市場を除いて公認会計士の関与が求められていない(注)。本問は、決算短信への公認会計士の関与に関して、決算短信が監査契約上の監査範囲に含まれているか否かについて調べるものである。

(注) 四半期開示については、東証のマザーズ市場のみ、米国の四半期開示で求められている公認会計士による「レビュー」と類似した制度による公認会計士の意見表明が求められている。これに関しては、日本公認会計士協会より「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について(中間報告)」(監査委員会研究報告第9号)が公表されている。

(社)

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 含まれている	14	56.0	1	100.0	8	53.3	4	50.0	1	100.0
2. 含まれていない	11	44.0	0	0.0	7	46.7	4	50.0	0	0.0
回答社数	25		1		15		8		1	

- 「1. 含まれている」が56.0%、「2. 含まれていない」が44.0%となっており、含まれているとする会

社のほうがやや上回っている。ちなみに監査役設置会社では、「含まれている」が67.7%、「含まれていない」が32.3%あった。

問8 - 6 問8-1で「1. はい(連結作成会社)」または「2. はい(連結非作成会社)」とご回答された方にお尋ねします。決算短信は、取締役会に付議されていますか。

【設問趣旨】財務報告プロセスを適正に確保するための体制構築に関して、取締役会における決算短信の付議状況について調べるものである。

(社)

	全体		20日以内		1ヶ月以内		2ヶ月以内		2ヶ月後	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 決議事項として付議されている	12	48.0	1	100.0	7	46.7	4	50.0	0	0.0
2. 報告事項として付議されている	11	44.0	0	0.0	7	46.7	3	37.5	1	100.0
3. 付議されていない	2	8.0	0	0.0	1	6.7	1	12.5	0	0.0
回答社数	25		1		15		8		1	

- ・ 「1. 決議事項として付議」が48.0%、「2. 報告事項として付議」が44.0%とほぼ拮抗している。ちなみに監査役設置会社の上場会社については、「1. 決議事項として付議」が71.2%、「2. 報告事項として付議」が20.5%となっている。

問9 有価証券報告書について

【設問趣旨】問8の決算短信と同様に、有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。

問9 - 1 全回答者にお尋ねします。貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

(社)

	全体			
	回答数	%	うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. はい	26	65.0	16	94.1
2. いいえ	14	35.0	1	5.9
回答社数	40		17	

問9 - 2 問9-1で「1. はい」とご回答された方にお尋ねします。
 監査委員会は、有価証券報告書について監査していますか。

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 監査している	12	46.2	9	56.3
2. 監査していない	14	53.8	7	43.8
回答社数	26		16	

- ・ 決算短信の監査(問8 - 3)と同じく、「1. 監査している」が9社(56.3%)にとどまった。ちなみに監査役設置会社では、「監査している」が63.8%となっている。

問9 - 3 問9-2で「1. 監査している」とご回答された方にお尋ねします。以下の項目のうち当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 有価証券報告書の作成プロセスを監査した	6	50.0	5	55.6
2. 有価証券報告書の内容(財務情報のみ)を監査した	1	8.3	1	11.1
3. 有価証券報告書の内容(財務情報以外の全情報)を監査した	9	75.0	6	66.7
4. 有価証券報告書に関する機関決定(取締役会決議等)の有無を監査した	5	41.7	4	44.4
回答社数	12		9	

- ・ 「3. 有価証券報告書の内容(財務情報以外の全情報)を監査した」が66.7%で最も高くなっている(監査役設置会社については75.8%)。次いで「1. 有価証券報告書の作成プロセスを監査した」が55.6%と監査役設置会社よりも20ポイント以上高くなっており、プロセス監査に力点を置いていることが分かる(『監査役設置会社版』集計結果の問6 - 3参照)。

問9 - 4 問9-1で「1. はい」とご回答された方にお尋ねします。有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(社)

	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1. 決議事項として付議	2	7.7	0	0.0
2. 報告事項として付議	8	30.8	4	25.0
3. 付議されていない	16	61.5	12	75.0
回答社数	26		16	

- ・ **「付議されていない」が75.0%にのぼった。**これは、監査役設置会社の場合（58.6%）よりも高い。なお、監査役設置会社では、「2．報告事項として付議」（18.6%）よりも「1．決議事項として付議」（22.8%）のほうが高いのに対して、委員会等設置会社では、「1．決議事項として付議」する会社が26社中2社（7.7%）にとどまっている。

以 上